

随意契約（相手方指定）調書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務委託	No.5200206
工（納）期	令和8年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	33,843,040円（消費税込み）	

契約相手方	富士通 J a p a n 株式会社 東京公共ビジネス統括部 (法人番号：5010001006767)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	住民基本台帳ネットワークシステム機器更改業務委託
指名業者 (案)	名称 富士通Japan株式会社 東京公共ビジネス統括部 所在地 東京都大田区新蒲田一丁目17番25号 代表者 統括部長 高橋 章史
特命理由	<p>本件は、令和7年11月までに予定されている住民基本台帳ネットワークシステム機器更改にあたり、運用性能や保守性、業務継続性を確保したシステムへの再構築を委託するものである。</p> <p>主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <p>① 本件の履行可能な業者を主管課において確認したが、現在、標準化対応等が迫られている状況において、人的リソース不足が原因となり、上記業者以外履行不可との回答であった。</p> <p>② 上記業者は、第3回目の機器更改を受託した事業者であり、現在に至るまで本システムのシステム運用支援および機器保守を約5年間実施した実績があり区と同システムについて熟知している。</p> <p>③ また、自治体システム標準化に伴い、既存の住民基本台帳ネットワークゲートウェイシステムを使用することができず、区と同システムと直接連携する構成に変更となることから、住民基本台帳ネットワークゲートウェイシステムのプログラム等の著作権を有しており、住民記録システムとの連携を熟知している事業者に委託することで連携テスト等を支障なく実施することができることから、円滑かつ確実な履行が期待できる。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)